

令和2年第12回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和2年12月21日（月） 午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和2年第12回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
（農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局5名）
- 5 議 事 別紙のとおり

令和2年第12回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

No.	委員氏名	出欠	No.	委員氏名	出欠	No.	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○	8	太平 雅也	○	15	藤田 礼子	○
2	河井 剛	○	9	中村 真一	○	16	北本 久一	○
3	伴 美代子	○	10	松平 裕喜	○	17	菊知 亮	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	宮岸 好一	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	米光 かおる	○	13	五坊 隆一	○			
7	二口 和忠	○	14	奥村 明義	○			
							出席	19名
							欠席	0名
							計	19名

農地利用最適化推進委員

No.	委員氏名	出欠	No.	委員氏名	出欠	No.	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○	5	北山 新一	○	9	北村 清勝	○
2	東 穰	○	6	山村 哲夫	○			
3	武藤 昌弘	○	7	西村 健	○			
4	中川 栄樹	○	8	鮎岡 裕	○			
							出席	9名
							欠席	0名
							計	9名

農業委員会事務局

No.	氏名・役職	No.	氏名・役職	No.	氏名・役職		
1	朝日事務局長	3	相澤係長	5	長谷川主査		
2	出戸事務局長補佐	4	松本主査				
						計	5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和2年第12回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に、農業委員会事務局の相澤係長より「集落座談会での話し合いのポイント」について、話をさせていただきます。</p> <p>相澤係長、よろしく願います。</p>
	(説明 質問)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、菊知委員と、宮岸委員の2名を指名いたします。</p> <p>ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p>

	<p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ、農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。最初に、前回の令和2年第11回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和2年第11回総会議決事項事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請6件については、11月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、11月26日付けで石川県知事あてに送付し、12月15日付けで許可書が交付されております。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件については、11月25日付けで証明書を交付しております。</p> <p>非農地証明願1件については、11月25日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、12月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

	<p>て上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページです。</p> <p>今回、富樫地区から2件、小坂地区から2件、犀川地区から1件、浅川地区から1件、森本地区から4件、計10件の申請がありました。</p> <p>番号1は高尾台、番号2は高尾南の案件で、それぞれ世帯内贈与のため、譲渡人の持分の1/2について所有権を移転するものです。</p> <p>番号3は田中町、番号4は千木町、番号5は辰巳町、番号6は牧町、番号7、番号8は四王寺町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号9、番号10は四王寺町の案件で、農地の交換のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、10件で、面積は3,360㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページから7ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、浅川地区から1件、森本地区から2件、二塚地区から1件、計4件の申請がありました。</p> <p>番号1は、浅川町の案件で、賃貸借権の設定を伴う資材置場及び展示場への転用申請です。農地の区分は、農地の広がり10ha未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されますが、申請にかかる農地に隣接する雑種地と一体として使用するものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は八田町の案件で、所有権の移転を伴う自己住宅への転用申請です。当該地は11月15日付けで転用が許可されていますが、譲受人を共有名義から単独名義に変更するため、許可を取り消した後、改めて申請されたものです。農地の区分は、上・下水道管の埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ500m以内に保育園と歯科医院があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号3は河原市町の案件で賃貸借権の設定を伴う資材置場への転用申請です。農地の区分は、300m以内に北陸自動車道金沢森本インターチェンジがあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>現地は既に資材置場として使用されていることから始末</p>

	<p>書が提出されています。</p> <p>番号4は専光寺町の案件です。所有権の移転を伴う乳製品製造工場への転用申請です。農地の区分は農地の広がりがあることから第1種農地と判断されますが、農業用施設の建設であり許可相当であると考えます。30a以上の大規模な転用申請であることから、石川県農業会議に意見を求めることになります。</p> <p>以上、4件で、面積は16,568㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、北本委員から調査結果をご報告願います。</p>
北本委員	<p>12月14日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は8ページから14ページです。今回、小坂地区から7件、浅川地区から13件の申請がありました。</p> <p>番号1から番号7は、夕日寺町の案件で、番号8から番号</p>

	<p>20は北袋町の案件です。いずれも中山間地域にある農地が山林化し、農地としての復元が困難であることから、申請があったものです。現況については、12月7日に山村委員と伴委員の現地立会いのもと、申請のとおり山林化していることを確認しています。</p> <p>以上、20件で、面積は6,732.43㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は15ページから17ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1及び番号2の2件の申し出がありました。</p> <p>どちらも賃貸借権の再設定で、契約期間が10年のものが1件、3年のものが1件で、面積は合計4,900㎡です。</p> <p>また、利用権貸借の機構分について、番号1から番号3までの3件の申し出がありました。</p> <p>全て賃貸借権の新規設定であり、契約期間は10年で、面積は合計11,062㎡です。</p>

	<p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は18ページから28ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が3件で、面積は合計1,175.00㎡、第5条が36件で、面積は合計14,000.41㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願ひます。</p>

事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は29ページ、30ページです。</p> <p>届出件数は3件で、解約理由は、自作のため、所有者変更のため、転用目的によるものがそれぞれ1件で、面積は3,455.00㎡です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は31ページから34ページです。</p> <p>届出件数は8件で、面積は合計13,455.73㎡、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に移ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第5号 金沢市農業委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</p>

	<p>制定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 金沢市農業委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定についてご説明いたします。</p> <p>本市では、先般の金沢市議会12月定例会月議会において、行政手続きをインターネットを使ったオンラインによる方法で実施するために必要な事項を定め、情報通信技術の活用によって市民生活の向上に寄与することを目的として、「金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を上程し、可決されました。</p> <p>このことに伴い、「金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」を制定し、オンラインによる申請等の実施に必要な事項を定めることとしており、本農業委員会においても、同様の施行規則を制定するものです。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 金沢市農業委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則制定については、原案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり制定することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>

会 長	小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項にまいります。 この件について、事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、12月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。